

第3章 環境保全計画

1 環境保全の状況

ア 管理棟

(ア) 建物の状況

敷地南側のほぼ中央に位置する木造2階建の建物。屋根と外壁は鋼板張りである。聞き取りによると、昭和38(1963)年～40(1964)年の建築とされる。かつては関川氏の居宅として使用されていたが、現在は管理棟として使用されるとともに、集中警備盤や自動火災報知設備受信機が設置されている。

(イ) 破損の状況

老朽化が著しく、耐用年限に達していると思われる。



写真 3-1 管理棟 北東より見る



写真 3-2 管理棟 南西より見る

イ 便所

(ア) 建物の状況

管理棟の北約一間の位置に建ち、梁間一間、桁行一間の小規模な建物である。現在は使用されていない。建築年代は不詳であるが、建具を横舞良戸とするなど、古式を残す意匠としている。過去、地元建築系の学生による修理が行われ、屋根には古瓦がよく残存している。

主屋にも用いられているような古瓦(中古のものと思われ、転用の可能性も高い)が残存し、建具などの意匠上も、昭和38(1963)年の管理棟と同時期、同等のものとは考えにくい。

(イ) 破損の状況

木部は比較的健全である。建具等の柱間装置は原位置より取り外され、内部に存置されている。便槽など詳細は不明である。



写真 3-3 便所 西より見る



写真 3-4 便所 西より見る (建具あり)

ウ 塀重門・板塀ほか

(ア) 建物の状況

塀重門	「ざしき」南の庭と「しきだい」南の庭の境に建つ。屋根を銅板葺とし、両側に大和塀を設ける。
板塀 (東)	主屋東側に一間半の規模で建つ袖板塀
板塀 (南)	便所の東に位置し、管理棟から主屋へ伸びる板塀
竹垣	便所北側に東西に建つ目隠塀

(イ) 破損の状況

塀重門	柱に傾斜がみられ、根継補修で応急的にボルトを使用している。また、銅板葺は吊子が破損し、東面で大きくめくれ上がり、飛散する危険性がある。
板塀 (東)	柱、板に蟻害がみられ、東側一間が崩壊している。
板塀 (南)	木部は比較的健全な状態である。一部に苔が発生している。
竹垣	蟻害、傾斜が著しく、東側一間が崩壊し、柱が自立しない。



写真 3-5 塀重門 東面より見る



写真 3-6 塀重門 傾斜



写真 3-7 竹垣 北面より見る



写真 3-8 板塀東 南面より見る



写真 3-9 板塀南 東面より見る

エ 雨水排水

各建物の雨水排水は、軒樋及び竪樋を介して排水されているが、主屋、道具倉、米倉を始めとする主要建物からの排水先は一部を除いて、自然浸透としている。そのため、豪雨時には米倉南側の低地部から裏門にかけて雨水が溜まり、適切な雨水排水ができていない状況である。

また、主屋北側から道具倉西側にかけて石積みの水路があるが、各建物から水路に接続する排水経路は、主屋北面屋根からの暗渠排水管（すでに機能していない可能性が高い）、道具倉及び米倉西面屋根からの排水のみである。敷地より周辺道路が高くなったことに伴い、過去、床下浸水の被害を受けたが、近年の周辺道路整備以降は、車道及び歩道の雨水排水は適切に行われ、敷地内への流入は確認されていない。なお、石積みの水路先は歩道の公共雨水枡に接続されている。

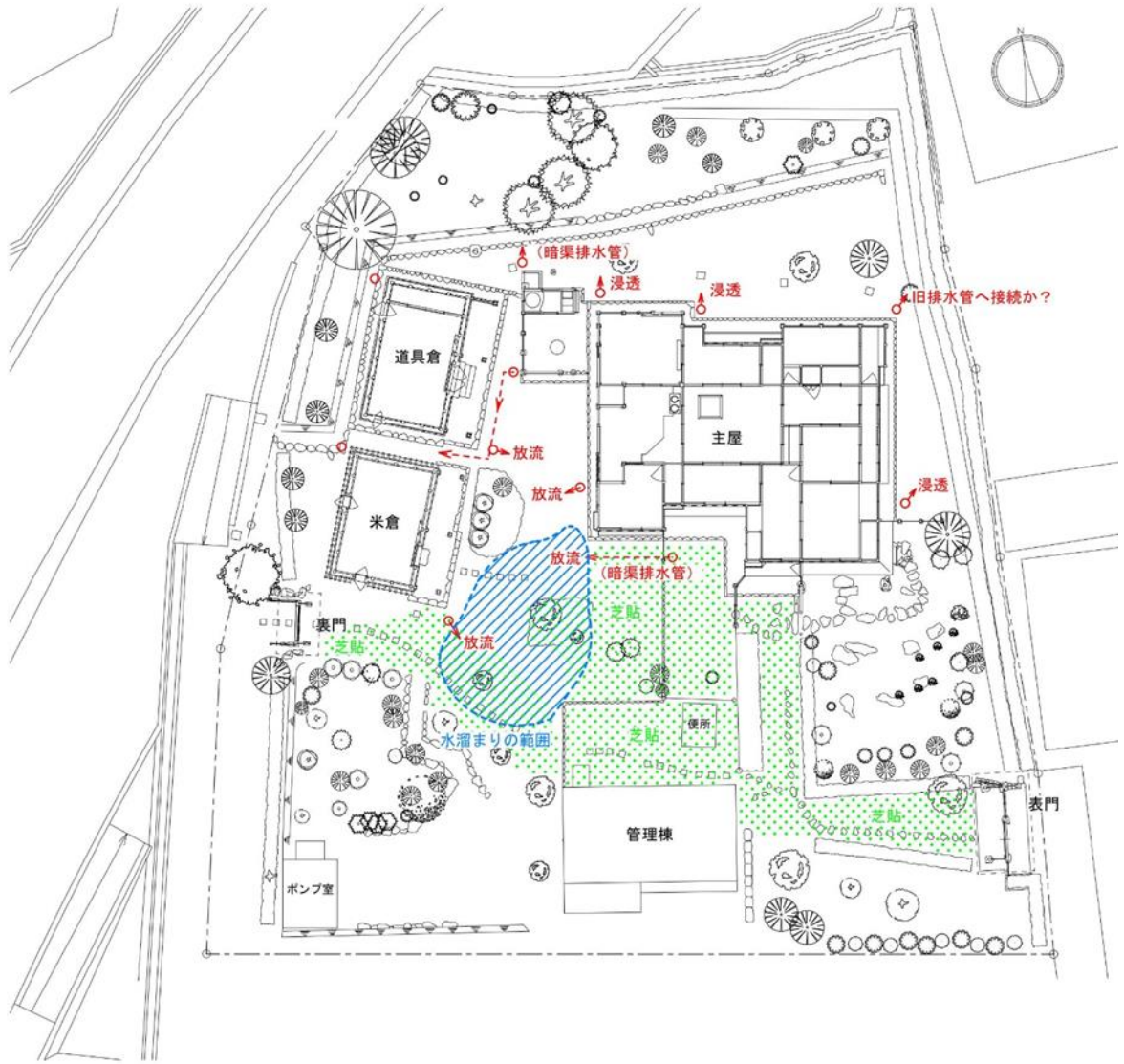


図 3-1 雨水排水の現状

2 環境保全の基本方針

旧関川家住宅は、昭和49（1974）年に重要文化財に指定された後、建造物の環境保全を目的として、平成4（1992）年に水屋・裏門を含める敷地の追加指定を受けている。

建造物周囲の植栽等の景観は、文化財を構成する重要な要素であることから、旧関川家住宅の価値を維持し高めるため、建造物の整備年代の時代性を踏まえた景観の回復・維持を目標とする。

また、今後の資料調査や発掘調査等、整備年代の調査を行いつつ、歴史的景観の価値付けを図り、旧関川家住宅の環境保全に努める。

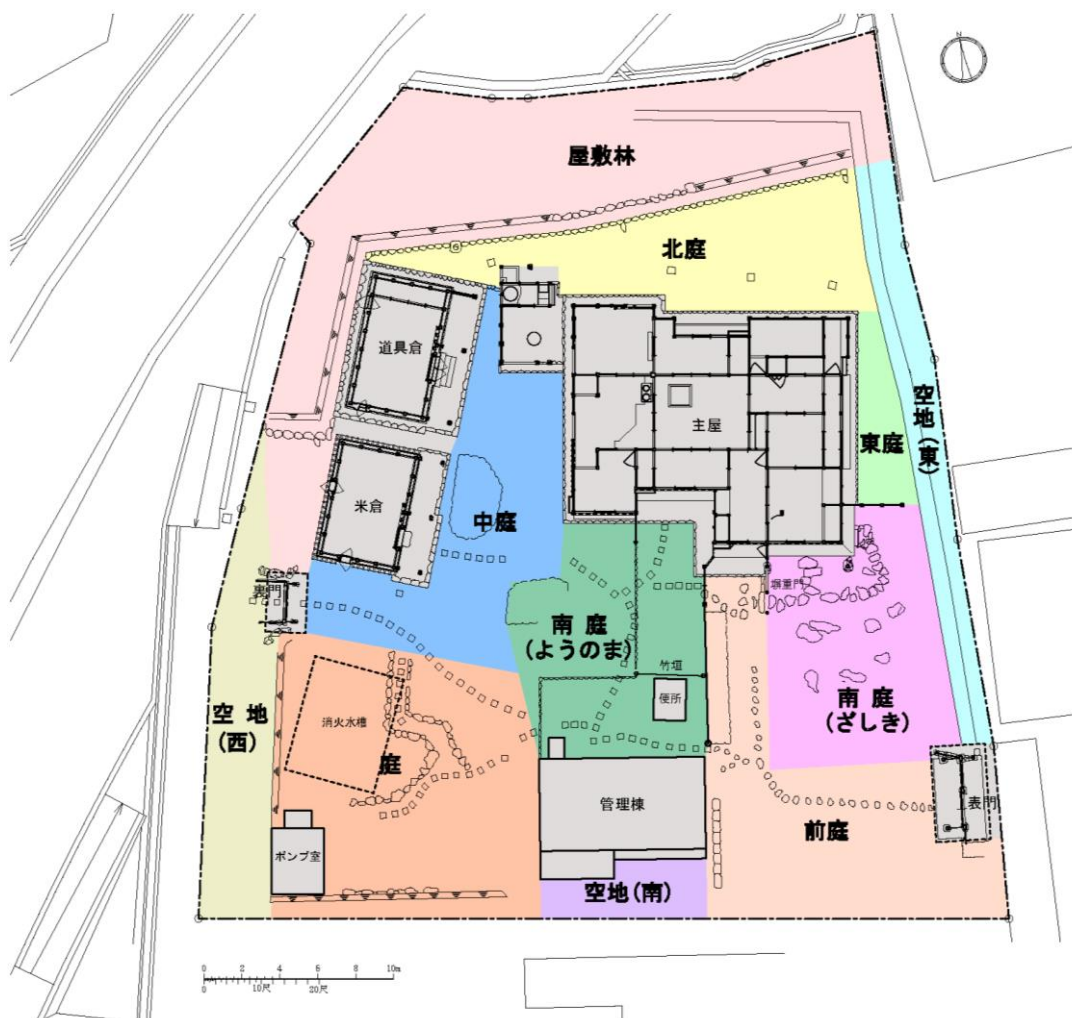


図3-2 配置図

3 区域区分と保全方針

計画区域を以下のように区分し、各区域の保護の方針を定める。

(1) 保存区域

保存区域は、重要文化財建造物が立地し建造物と一体をなしてその価値を形成する、重要文化財の保存に当たって重要な区域である。

原則として新たな建造物及び工作物の設置、並びに土地の形質変更は行わない。ただし、詳細な調査を行った後で行う復原、又は、防災上必要な場合はこの限りでない。なお、安全上及び活用上、土地の形質の変更が伴う場合は、これまでの調査、保存修理を踏まえ、今後の整備年代等の調査にて解明しながら、保存を行っていく。

本計画では、重要文化財に指定されている建造物（主屋、表門、道具倉、米倉）、裏門、水屋の設置区域を保存区域とする。

(2) 保全区域

保全区域は、保存区域に隣接する、歴史的な景観や環境を保全する区域である。

建造物等の新築・増築及び土地形状の変更は、原則として当該文化財建造物、若しくは防災上必要な場合に限る。ただし、詳細な調査を行った上での復原は可能とする。なお、今後の整備年代等の調査にて解明しながら、保存整備を行っていく。

土地・樹木等の自然に係る景観や環境保全について、旧関川家住宅の庭は建築当初の姿と異なる様相であり、この植物の成長や補填によって変化した景観構造を建造物の整備年代の時代性を踏まえ、本来の姿形に復することを目指す。ただし、庭の変遷を明らかにすることができない現状では、直ちに当時の樹形に戻し維持していくことは難しく、年間管理の積み重ねの中で時間をかけて改善し、当時の植栽景観を回復、維持するように努める。また、果実のつく木々については獣害のおそれがあるため、適宜、剪定や果実を事前に摘み取ることで対処していく。

本計画では、便所、前庭、南庭（ごしき）、南庭（ようのみ）、中庭、北庭、東庭、屋敷林を保全区域とする。

(3) 整備区域

重要文化財建造物の活用のために必要な整備を行うことのできる区域である。

整備方針としては、活用等のために施設の改修を行う際に、周囲の景観や環境と調和するように留意する。

また、活用に伴い必要な施設の設置方針として、照明設備、説明板等、活用に伴い土地の形質を変更する場合は、文化庁と高知県教育委員会と協議を行った上で文化財保護法施行令第5条第3項第1号の現状変更等の手続きに従うものとする。ただし、協議の上、文化庁長官の許可が要する行為となった場合は、この限りでない。

本計画では、現在の管理棟、ポンプ室、庭、空地（東、南、西）を整備区域とする。

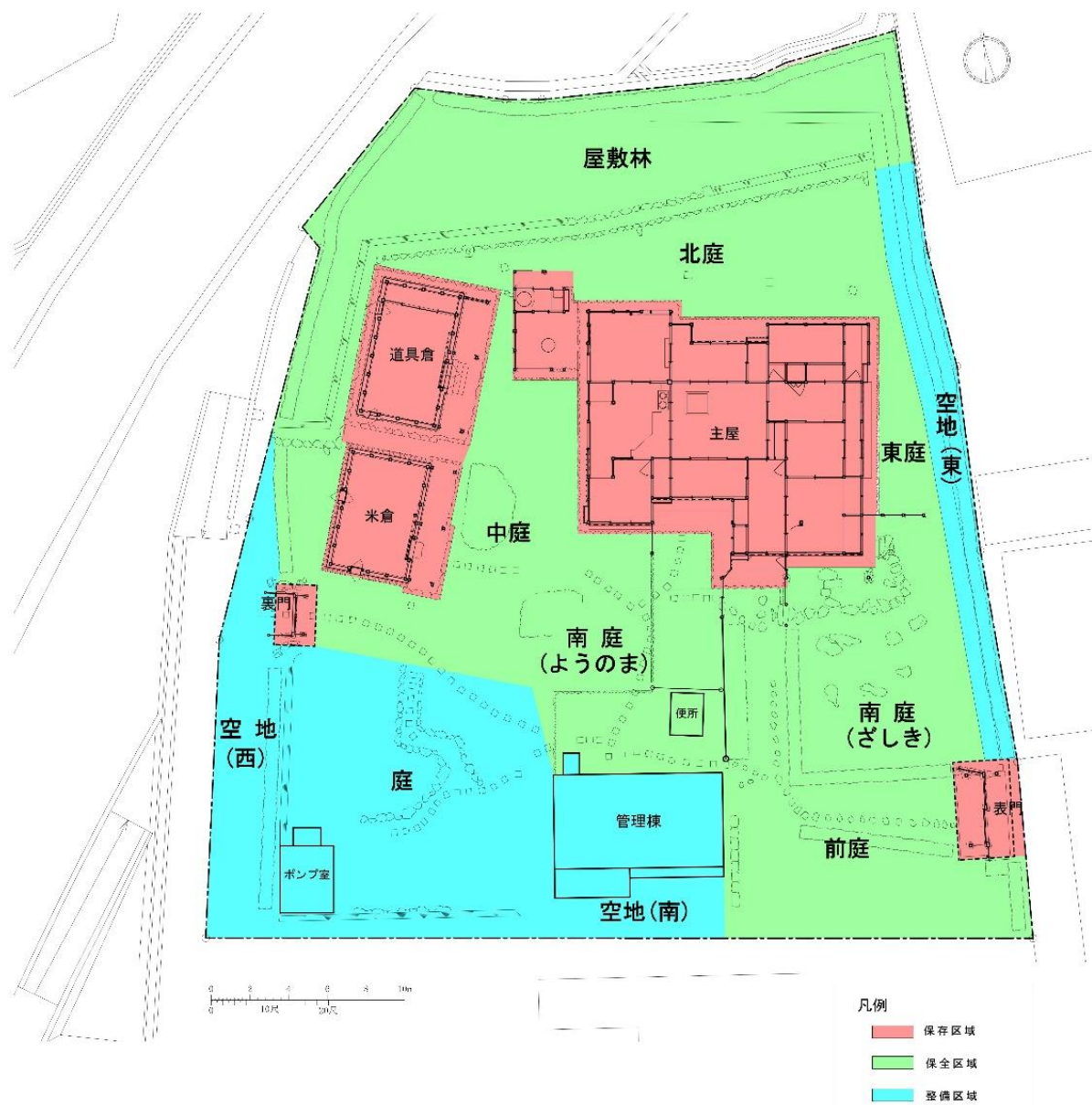


図 3-3 区域の区分

4 建造物の区分と保護の方針

計画区域内における建造物の区分及び各区分における保護の方針は以下のとおりである。

なお、生け垣については、当地において庭を区画する重要な要素であり、工作物の一部としてみなすこととする。

(1) 保存建造物

保存区域に所在する建造物やその建物に一体で使用されていた工作物で、建物に準じて保存を図るもの。なお、保存建造物が現位置で保存できない場合は、移設や転用などで保存を行い、建造物を損なう行為はしない。

(ア) 塀重門，(イ) 中門，(ウ) 生け垣，(カ) 生け垣，(キ) 石垣，(ク) 水路が該当する。

(2) 保全建造物

保存建造物以外の建造物，工作物で，歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

(ケ) 生け垣，(コ) 生け垣，(サ) 生け垣，(シ) 生け垣，(ス) 生け垣が該当する。

(3) その他建造物

後世の改修等で整備等を行った建物や工作物。活用上，支障がある場合は，更新や撤去が行える。ただし，整備する際には周囲の景観に配慮する。

なお，明治26（1893）年頃の屋敷図には，現在の管理棟が建つ位置に長屋と思われる建造物が描かれており，明治期の屋敷構えを調査する必要があると考えられる。そのため，令和5年度頃を予定している管理棟の撤去・更新に際しては，試掘又は発掘調査の実施を検討する。

また，便所については建築年代が不詳とされているが，昭和初期のものとは考えにくいことから，調査を行い，改築又は解体について協議の上，整備を実施する。

(ウ) 便所，(セ) 管理棟，(ソ) ポンプ室が該当する。

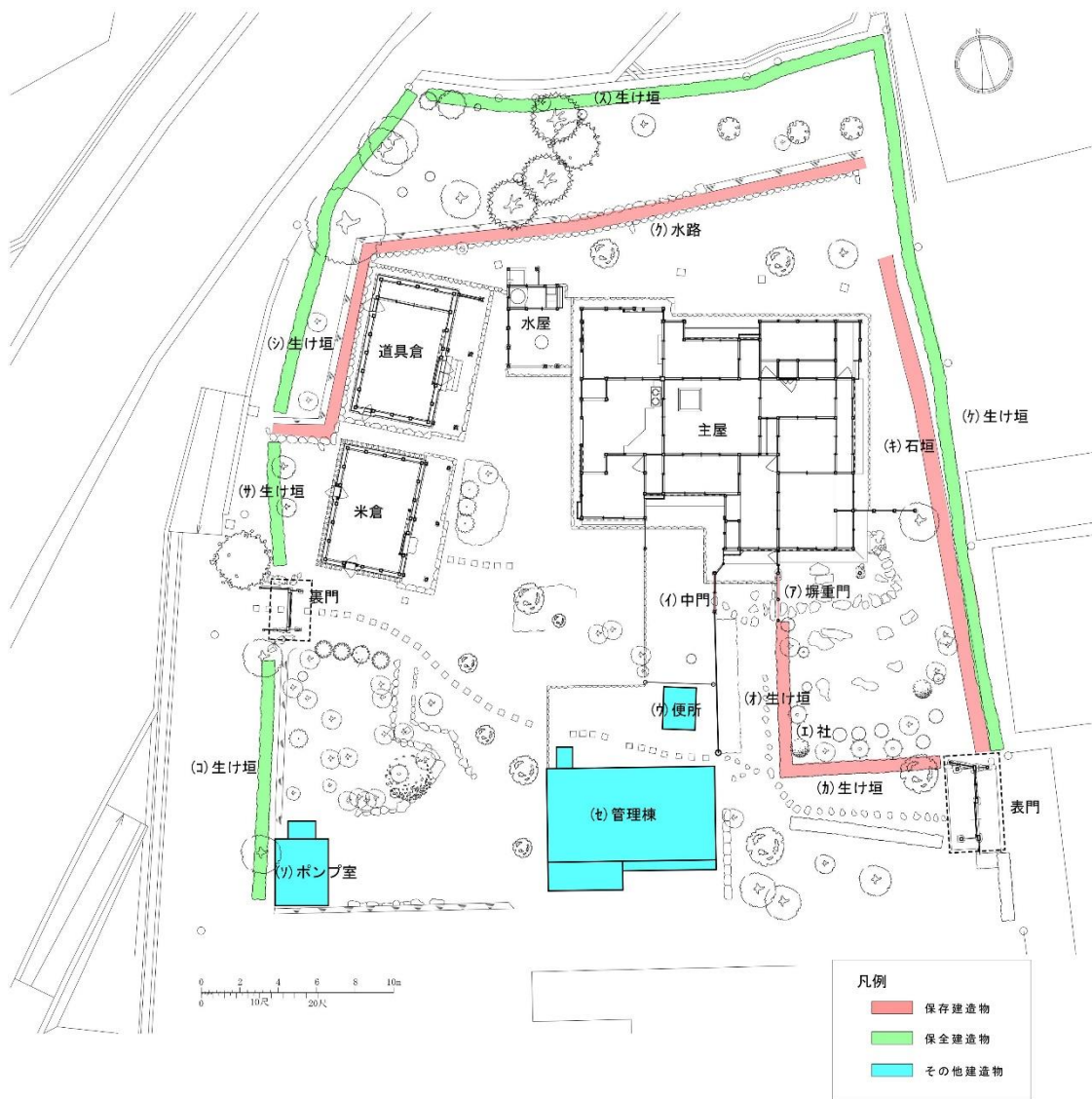


図 3-4 建造物の区分

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

ア 危険木 建造物に隣接する木は、風害による建造物への影響が懸念され、倒木時には直接的な建造物への影響がある。また、近隣住宅地もあるため、敷地内から生えている木については、日々の管理が必要である。

イ 交通車両による損壊 旧関川家住宅の北西に接する県道一宮はりまや線は、交通量の多い都市計画道路である。平成 28(2016)年度には、歩道の幅員確保のための措置がなされているが、道路上での自転車等の衝突による損壊の危険がある。

ウ 自然災害 旧関川住宅の周辺では、過去に床下浸水の被害が起こっている。敷地内の排水について、落葉や土砂で排水の不具合が生じないような措置と排水システムの確認及び整備を行う必要がある。また、南海トラフ地震時の最大予想震度は震度 6 強～7 であり、揺れによる建物などの倒壊、屋内落下物による人的被害、火災の発生が想定される。

エ 近隣火災 周囲は民家が密集していることから、近隣で火災が生じた際には延焼のおそれがある。主屋の屋根は主に茅葺であり、延焼の被害を受けやすいため、事前に放水銃等を用いて茅葺屋根を中心に、予防的放水を行う必要がある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

危険木については、建造物の保存及び景観に影響が及ばないように枝払いや伐採等を行うとともに、住宅側への倒木の危険を避けるよう日々の管理に努める。

交通車両については、敷地内に生えている樹木が道路上での目隠しにならないように日々の管理を行い、事故を誘発させないように予防する。

自然災害については、今後、補強案を策定し、耐震工事を保存修理時に行う。

近隣火災については、周囲で火災が生じた際には状況をいち早く把握し、茅葺屋根に水をかけるなど、延焼に対する予防措置を講じる。

(3) 環境保全施設整備計画

ア 雨水排水設備 敷地内の排水システムを確認し、整備する。平成 28 年度の県道一宮はりまや線道路拡幅に伴う歩道整備により、道路沿いの排水は改善されたが、敷地内の道具倉及び米倉からの雨水については、敷地内の中庭はコンクリート打ちであり、雨水が溜まりやすい状況である。敷地内の排水は自然浸透であるため、今後整備の際には、年代に沿ったものに再整備する必要がある。

イ 通路整備 表門から主屋等へ至るアプローチとなる通路については、既存の管理棟の解体に伴い、検討を行う。

(4) 周辺樹木の管理

庭の日常的な清掃作業や除草作業と季節ごとの適切な選定等の年間作業を実施する。

成長した樹木は経年により保存修理時に影響を及ぼす支障木、危険木、枯損木となる可能性がある。特に枝折れや幹折れ等は、建造物に被害を与え、人的にも被害を及ぼす可能性もある。また、果実のなる木々は、獣害のおそれもある。対策として、適宜、専門家による診断、枝払いや伐採等の対応を行う必要がある。

敷地内には、植物の移植も含め、樹木の価値付けを検討した上で整備し、管理していく。

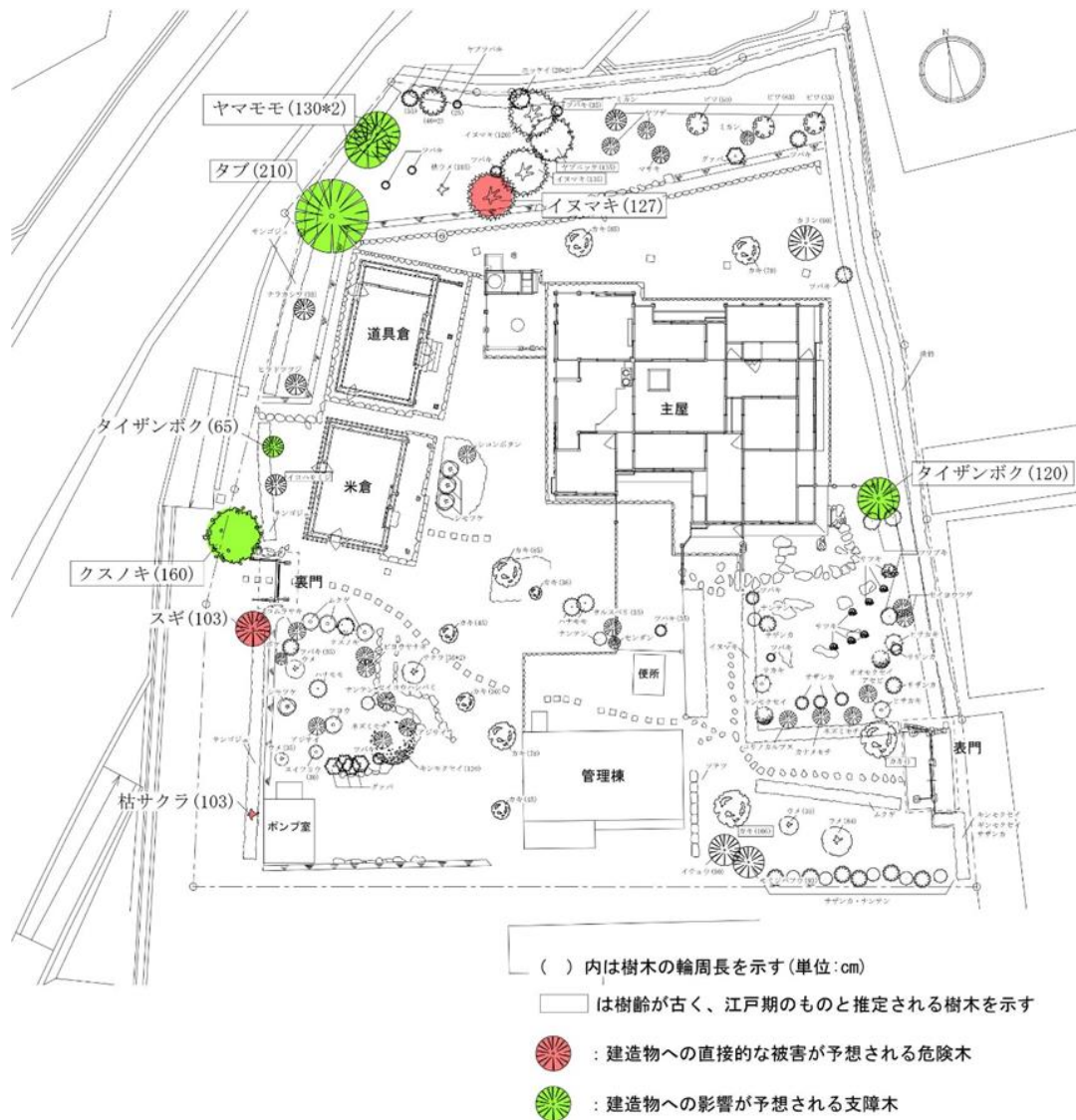


図 3-5 危険木と支障木